トリニダード・トバゴの入国規制措置(12月19日更新)

12月19日、トリニダード・トバゴ保健省は、新型コロナウイルス(オミクロン株)対策として11月26日に発表した、ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエからの渡航者に対する入国制限措置を、同日付けで解除する旨発表しました。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃 から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【参考】

トリニダード・トバゴ政府ホームページ

https://ttravelpass.gov.tt/

トリニダード・トバゴ保健省HP

https://health.gov.tt/

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域 後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

外務省海外安全HP

https://www.anzen.mofa.go.jp/

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話:(国番号1-868)628-5991

住所: 5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago ホームページ: https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail:ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。